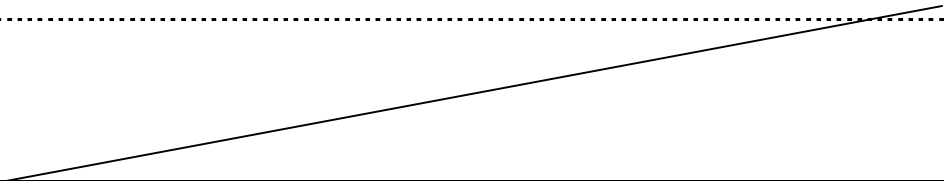
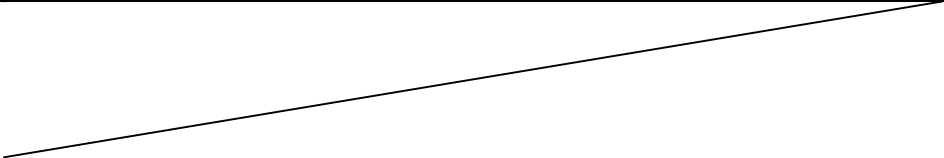
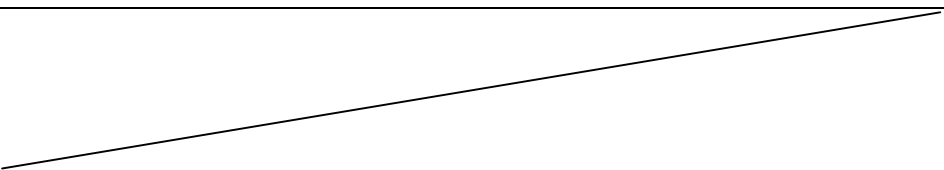
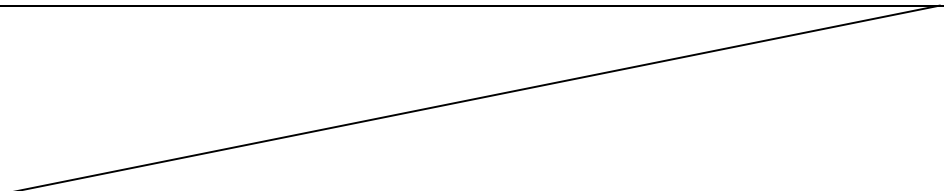


平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 外務省 ）

制 度 名	連結納税制度				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>現行法制上、連結納税が行えるのは全額出資子会社のみであるが、この連結納税対象範囲を拡大する。</p> <table border="1" data-bbox="874 907 1487 999"> <tr> <td data-bbox="874 907 1220 999">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1220 907 1487 999">百万円 ( 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	百万円 ( 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	百万円 ( 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 連結納税対象範囲を拡大し企業組織形態の柔軟性を高めることによって、投資誘致上の国際競争力を高め、対日直接投資を通じた日本経済の活性化を促進させる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度（連結範囲は 100%子会社のみ）は国際的に比較して過度に厳格。</li> <li>・ 厳格な連結基準が投資阻害要因の一つとの意見あり。（欧州委員会、欧州ビジネス協会）</li> </ul>				

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ. 分野別外交 4. 国際経済に関する取組 (5) 海外の日本企業支援と対日投資の促進
		政策の達成目標	当該税制見直しにより、対日直接投資促進をはかり、我が国経済活性化、雇用機会増大につなげる
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置としての改善要望
		同上の期間中の達成目標	
	有効性	政策目標の達成状況	
		要望の措置の適用見込み	法人税法規定の納税義務者
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	特段の措置無し
		予算上の措置等の要求内容及び金額	特段の措置無し
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	対日投資の大きな障壁となっているビジネスコストを目に見える形で低減させることができ、更に他の施策で同様の効果が得られることは考えにくいことから、本措置は妥当。	

<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成22年度税制改正要望提出。 平成22年度税制改正における「グループ法人税制の整備等」の一貫として要件が一部緩和される方向。但し、全額出資要件の緩和は、平成23年度以降の検討課題とされた。</p>	